

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人加計学園
②設置大学名称	千葉科学大学
③担当部署	庶務部 庶務課
④問合せ先	0479-30-4500
⑤点検結果の確定日	令和7年9月26日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.cis.ac.jp/information/disclosure/
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I - I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2-2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I - II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I - III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

II—I. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	<p>建学の理念、大学の目標等は、在学生及び教職員には学生便覧等により周知を図るとともに、受験生に対しては、大学案内、入学試験要項等、学外者及び社会一般に対しては本学ホームページ等を通じて、幅広く周知している。また、学生の保護者に対しては、入学宣誓式、学位記授与式、教育進路懇談会等の機会に学長、各学部長等より直接説明を行っている。</p>
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	<p>千葉科学大学のディプロマ・ポリシーを踏まえた、単位認定基準、成績評価基準、進級基準、卒業認定基準に関しては、学則、千葉科学大学履修規程及び千葉科学大学履修規程に関する細則で規定されており、「学生便覧 2025 年度」にそれぞれの学部・学科の進級・卒業要件が記載されている。</p> <p>ディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するためのカリキュラム・ポリシーを明示し、それに基づき基礎から応用へと段階的にカリキュラムを編成している。専門職養成を目指す課程の場合は、特に学外実習を重視しており、実習までに修得しておくべき知識と技術に関する科目を履修した上で実習に臨むようにカリキュラムを編成している。カリキュラム・ポリシーを体系的に表現するために、学部・学科毎にカリキュラム・ツリーを作成して学生に開示している。さらに、学部・学科毎に履修モデルを提示し、ディプロマ・ポリシーとの関係についてはカリキュラムチェックリスト及びシラバスに明記している。学部・学科により一部は異なるが、それぞれのカリキュラムは段階的な構成になっている。カリキュラムは、一般基礎科目から始まり、学部または学科の共通基礎科目から専門科目へ段階的・体系的なカリキュラム構成となっている。大学院の教育課程に関しても、カリキュラム・ポリシーを踏まえて編成している。</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証体制に関して、千葉科学大学入試委員会規程第7条に則り、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜が公正で妥当な方法によって実施されているかの検証を行い、大学運営会議、大学協議会で報告している。入学者選抜方法に改善が必要と判断された場合は、学長の指示により教学マネジメント委員会で議論し、教学マネジメント委員会から入試委員会に対して入学者選抜方式の改善策について諮詢し、入試委員会において改善の計画案を審議し、その結果を教学マネジメント委員会に答申し、その結果を学長に報告している。</p>

実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	<p>学長の職務と権限について、千葉科学大学学長、副学長、学部長、研究科長の職務規程に定めている。学長が全学的な重要事項を決定するにあたり、本学の教学に関する全学的事項を審議し、最終的な意見として学長に答申する機関として大学協議会を設置している。</p> <p>また、千葉科学大学学長裁定において、学部教授会、研究科委員会等に意見を聴取する事項を定めている。学部教授会、研究科委員会は、当該学部、研究科に所属する教授、准教授、講師、助教を構成員とし、学生の入学、卒業、学位の授与のほか、教育課程の編成、教員の教育研究業績の審査などについて審議し、審議結果を学長に答申している。</p>
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	<p>本学は学生生活の支援事務組織として、学務部を設置している。学務部は学生生活に関わる教務課、学生課、キャリア支援課、図書館事務課、留学生支援課からなる事務部署で構成されており、学生の入学前教育をはじめとして入学から卒業までの教育、学生支援全般に関わっている。</p> <p>更に、教員と職員の連携を深め、本学の教育・学生指導に関する運営上必要な事項を審議するため、学務委員会を設置し、教員と職員が協働し学生支援を行っている。学務委員会で審議された事項に関しては、各学部教授会で共有され、必要に応じて大学運営会議、大学協議会においても審議が行われる。</p>
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	<p>本学のFD・SD活動は、学長を委員長として、千葉科学大学FD・SD委員会を設置している。委員会ではFD・SD活動の全学的な方針の決定、方向性の検証等の審議を行っている。</p> <p>FD・SD委員会の下部組織としてFD部会を設け、副学長を部会の責任者として大学の全体的なFD活動計画の立案・実施を行っている。効果的な教育及び研究に関する能力開発は学部・学科、研究科・専攻によって異なるため、本学のFD活動は全学共通のFD活動と学部・学科、研究科・専攻毎のFD活動に分け実施している。</p> <p>また、SD活動も同様にSD部会を設け、庶務部次長を部会の責任者として大学の全体的なSD活動計画の立案・実施を行っている。また法人全体として大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでおり、経営改革本部人事チームが中心となり、研修会を実施している。</p>

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	2016（平成 28）年に策定した 2026 年における千葉科学大学のあるべき姿を実現するための中期目標・中期計画（アクション・プラン）を単年度の事業計画によってプロセス管理し、達成度及び成果について点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善・改革を継続的に行ってている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	2026 年における千葉科学大学のあるべき姿（将来像）として策定した「CIS Vision 2026」を実現させるため、中期目標・中期計画を単年度の事業計画として管理し、単年度の事業計画の達成度、成果について自己点検・評価を行っている。「CIS Vision 2026」の【I】教育・研究の推進、【II】学生の支援、【III】地域社会との連携、【IV】国際化の推進、【V】DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、【VI】ガバナンス体制と内部質保証システムの各項目につき、各学部・研究科、事務部署が分担し事業計画を策定し、事業計画の達成度、成果をそれぞれの自己点検・評価委員会において、点検・評価を実施している。それぞれの自己点検・評価委員会の点検・評価結果は千葉科学大学自己点検・評価委員会に報告され、事業計画に対する評価結果として取りまとめられる。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	地域連携を活用した教育を通して全国・海外で活躍できる人材を養成するため、2024（令和6）年度からの3年間の地域連携活動に関して、「体制整備」「生涯学習」「地域交流」「人材育成」「共同研究」について目標・計画を定めた「千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画」を2023（令和5）年9月に策定・公表している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学は、教育の目標として「『健康で安全・安心な社会の構築』に寄与できる人材の養成」を、社会貢献の目標として「地域と共生する大学づくり、平和で文化的な地域づくりへ参画」をそれぞれ掲げている。これらの目標を実現する上で、地域連携を推進するために学外連携課（専任職員3名）を設置している。また、社会貢献・地域連携の推進に資すため、地域連携センターも設定している。センターは各学部を代表する教員により構成されている。社会貢献・地域連携の推進をより一層推進するとともに、地域連携を活用した教育を通して全国・海外で活躍できる人材を養成するため、2024（令和6）年度からの3年間の地域連携活動に関して、「体制整備」「生涯学習」「地域交流」「人材育成」「共同研究」について目標・計画を定めた「千葉科学大学地域連携推進に関する目標・計画」を2023（令和5）年9月に策定・公表した。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学は、建学の理念、本学の目標を実現する上で、学生が学修に専念し、安定した生活を送れるよう「千葉科学大学学生支援ポリシー」を定め、留学生を含め学生に対して適切な支援を行っている。 障がいのある学生への支援としては、「千葉科学大学障がいのある学生支援規程」を制定し、障がいのある学生に対する支援体制を構築している。窓口は、健康衛生課となり、「障がい等を理由とする修学支援等申請書」による申し出により、合理的な支援が得られるように配慮している。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性の役員及び評議員を選任している。 (掲載先 URL) https://kake.ac.jp/information/officer.html

原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の選任方法については寄附行為で定め、私立学校法の趣旨を踏まえ、理事に求められる資質を備えた人材を、評議員会に経歴等を記載した資料を基に諮問し、理事の選任を行っている。また、理事長の選任に当たっては寄附行為施行細則の定めに合致する理事を理事長として選任している。選任については、学外者が3分の1を占める理事会及び学外者が3分の2を占める評議員会に諮り、役員名簿を公開している。さらにその決議録及び議事録は事務局に備え付け、求めに応じ閲覧可能としており、透明性を確保している。
実施項目3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会及び理事の職務及び理事会の運営については寄附行為に明確に定め、外部理事の役割についても定め公開することで透明性を確保している。また、評議員会との相互牽制については外部評議員を多く選任するとともに理事との兼職を禁止し、適切な相互牽制と協働体制を構築している。
実施項目3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事の資質向上を目的として、役員及び評議員を対象に私学行政及び経常費補助金の動向などについて研修会を実施するとともに、理事会においても共有すべき学園内の情報を近況報告として共有している。

原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の独立性を確保するため利益相反及び競業がないことを確認しており、選任については私立学校法の趣旨を踏まえ、求められる資質を備えた人材を評議員会で選任決議している。選任過程については選任方法を規定する寄附行為及び役員名簿を公開しており、透明性を確保している。
実施項目3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規則及び内部監査規則を整備しており、監査計画については毎年策定し、年度当初に当該計画を理事会で報告している。また、監事、会計監査人、監査室間で、各監査規則に則り実施した監査結果及び相互に必要な情報提供と意見交換を行うことで連携を図っている。

実施項目3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事が十分な監査が出来るよう監査室及び会計監査人が情報提供を行っており、また職務における資質向上を図るため、役員及び評議員を対象に私学行政及び経常費補助金の動向などについて研修会を実施するとともに、理事会・評議員会においても共有すべき学園内の情報を近況報告として共有している。

原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員会の選任方法や属性については寄附行為で定め、私立学校法の趣旨を踏まえ評議員に求められる資質を備えた人材を、評議員会にて経歴等を記載した資料を基に選任している。選任方法を定めた寄附行為及び評議員名簿についてはホームページで公開する等、透明性を確保している。
実施項目3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項並びに評議員の職務など運営方法を定めた寄附行為はホームページで公開しており、理事との兼職を禁止することで理事会との建設的な協働と相互牽制の体制を構築している。
実施項目3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が学校法人の適正な運営に必要な見識を得て、職務における資質向上を図るため、役員及び評議員を対象として私学行政及び経常費補助金の動向などについて研修会を実施するとともに、評議員会においても共有すべき学園内の情報を近況報告として共有している。

原則3－4 危機管理体制の確立

実施項目3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	学校法人加計学園リスク管理規程を設け、マニュアル整備及び事業継続計画の策定に向けて体制を整えている。
実施項目3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	学校法人加計学園コンプライアンス推進規程を整備し、学園の社会的信用を確保するとともに、業務運営の公平・公正性の確保に努めている。コンプライアンス対策課を置き、コンプライアンス推進体制の強化及び迅速に対応出来る体制を構築している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開推進の方針は策定していないが、法令上定められた項目及び大学の自己点検評価結果、学部・学科の3つのポリシー及びアセスメント・ポリシー等に関しては積極的に情報を公開している。今後、「情報公開推進の方針」の策定についても検討をしていく。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	各種情報については、大学HPを中心に広くステークホルダーに公開している。また、在学生に関しては、学生便覧及び学内ポータルサイトを利用し、必要な情報の提供を行う等、ステークホルダーから求められている情報ごとに適切な媒体を利用し、情報公開を行っている。

II-II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
実施項目 4－1① 情報公開推進のための方針の策定	「情報公開推進の方針は策定」していないが、ステークホルダーごとに適切な媒体を利用し、必要な情報の積極的な公開を行っており、「原則」を遵守しているのと同様の効果があると考える。また、今後、「情報公開推進の方針」の策定についても検討をしていく。